

「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方」
に関する検討について

1. 経緯

「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」の国会審議において、ヒト胚の全体の保護等についても規定するべきという議論を受け、同法において「ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方」を総合科学技術会議で検討することを規定。

(参考) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律 (抄)
(平成12年法律第146号)

附 則

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後三年以内に、ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. スケジュール

- ・法律上、平成16年6月までに必要な措置を講ずるものとされていることから、15年の秋頃を目途に総合科学技術会議としての検討結果をとりまとめることが必要。
- ・当面(3回程度を想定)は、委員からのプレゼンテーションを中心に質疑応答を行い、その後、検討すべき論点、検討の仕方、スケジュール等について議論をしたらどうか。